

家計急変への支援制度

1 制度の概要

大阪府立高等学校に在学する生徒の保護者等が失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難になった場合、授業料の免除による緊急の支援を行う。

(国費 2 分の 1 補助)

2 減免対象となる者

- (1) 大阪府立高等学校に在学する者
- (2) 所得要件を除けば就学支援金・学び直し支援金の受給資格を得られる者
- (3) 保護者等（主たる生計維持者に限る）が、
 - ①勤務先の倒産、経営状況の悪化による解雇（雇用保険被保険者離職票の離職コードが 11（1A）であるものに限る）
 - ②自営業の廃業（経営状況の悪化）等により失職した場合
 - ③病気・怪我、勤務先の経営状況の悪化等に伴い、収入が著しく減少した場合※対象となる世帯の年収目安は 450 万円未満
(4 人の世帯で両親のうち一方が働いていて、子 2 人（高校生・中学生以下）の場合)

3 免除の内容

上記 2（3）③の場合は、申請時期に関わらず、事由発生日の属する月の翌月（事由発生が月の初日の場合は当該月）から、家計急変による収入状況が課税証明書に反映されるまでの間（就学支援金又は学び直し支援金を受給できるまでの間）の授業料を全額免除する。

但し、事由発生日から 4 か月以内に申請すること。

※上記 2（3）①②のいずれかに該当する者が事由発生の翌月以降に申請を行った場合は、申請月からの適用とする。

4 事務の流れ

- (1) 申請書兼届出書の他、

上記 2（3）①②のいずれかに該当する場合は、「離職票」（写）、「雇用保険受給資格者証」（全頁の写し）、「解雇通知書」（写）、「廃業届」（写）、税理士等の第三者が作成した失職とその理由を証明する書類の内、いずれかを学校へ提出すること。

上記 2（3）③の場合は、税理士等の第三者が作成した家計急変発生後 1 年間の年収見込額を証明する書類、又は減収前直近 1 ヶ月の給与明細及び減収後 3 ヶ月の給与明細等収入が減少したことを証明する書類、源泉徴収票又は扶養親族の記載が省略されていない課税証明書、扶養親族分の健康保険証（写）を学校へ提出すること。
- (2) 学校から施設財務課へ提出
- (3) 審査の結果、認定した場合は、該当期間の授業料を免除する。

但し、上記 2（3）③の場合は、申請後も 3 ヶ月ごとに給与明細等の提出により収入状

況を確認します。

家計急変発生後、1年間の課税総所得金額見込が、98万円に扶養控除（0～16歳未満の扶養親族1人あたり33万円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円）を加えた額以下）であることが必要です。